

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 30 日

東京法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 108 号

対象土地 東京都世田谷区松原一丁目 116 番 1
同所同番 3

2 関係人（申請人）の氏名又は名称

小俣恭一、小俣百世

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る令和 8 年 8 月 28 日 16 時から実施する意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。